

## 第36回 県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会

日時：平成23年2月19日（土）

10：30～12：45

場所：アスパム 4階 十和田

司会： 定刻となりましたので、ただ今から第36回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会を開催いたします。

まず本日の資料の御確認をお願いいたします。本日の資料は、事前に送付させていただいたものが次第及び資料2、資料3、資料4-1、4-2、資料5、資料6、資料7、資料8-1、8-2、資料9-1、9-2、資料10、資料11です。なお、次第につきましては変更がありましたので、本日改めて配布させていただきます。その他、本日お配りした資料として、出席者名簿、席図、資料1、資料2-2がございます。不足などございませんでしょうか。

なお、本日は二戸市長の小保内委員の代理として市民協働部副部長の欠端文男様に出席していただいております。

それでは、開会にあたりまして名古屋部長より御挨拶申し上げます。

名古屋部長： 本日はお忙しいところ、本協議会に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。県境不法投棄産業廃棄物の撤去実績につきましては、今年度は20万3千トンを超え、これまでの累計も約73万9千トンとなったところでございます。今年度の計画量22万3千トンに対しましては91%の進捗率となっております。これもひとえに委員の皆様、そして地域住民の方々の御理解と御協力の賜と深く感謝申し上げます。

今年度も残すところ約1ヶ月余りとなりましたが、最後まで気を引き締め、引き続き県民の皆様の安全と安心を第一義に作業を進めてまいります。

本日の協議会では、今月8日、県境不法投棄現場におきまして廃コンデンサ23個が確認されたことを受けまして、その対応などについて後ほど詳しく御報告させていただくこととなっているほか、平成23年度環境モニタリング計画案や浸出水処理施設のバイパス運転停止基準の見直しについて御協議いただきたいと考えてございます。

どうか委員の皆様には、それぞれのお立場から忌憚のない御意見、御指導を賜りますことをお願い申し上げます。どうぞよろしく御願いたします。

司会 : それでは議事に移らせていただきますが、以後の議事進行につきましては協議会設置要領第4第4項の規定によりまして会長が行うこととなっておりますので、古市会長におかれましては議長席へお移り願います。

古市会長 : 皆様、おはようございます。

今日は、今朝はと言いますか、昨日の晩から来ておりまして、昨日の晩も危なかったのですけれども、どうにか着陸できてこの場に立たせていただいております。例年この時期は本当に荒れる状況が常でございまして、先程も名古屋部長から少し御案内がございましたけれども、撤去作業等、順調には進んでおりますが、前回も量的な不確実性がやっぱりありますよというお話をしましたけれども、やはり質的な内容に関しましても、やはり予期せぬものが出てくる、まあ宝物とは言いませんけれども、負の宝物が出てくる可能性がある。これにつきましては、やはりそうした事態が起こった時に正しく対応することが必要であります。ですから、この後、詳しく議論をして参りたいと、報告事項の中で事務局から御報告をいただいて、それに対しまして客観的データなり専門家の御意見をお聞きしながら総合的な判断ができればいいなと思っております。今日も限られた時間ではございますけれども、委員の先生方にはよろしく御協力のほどをお願いします。

では座って進行をさせていただきます。

今日は報告事項が9項目、それから協議事項が2項目ございます。ですから、できるだけ段取りよく、効率よく進めたいと考えております。

それでは早速ではございますが、恒例の廃棄物の撤去実績を資料1に基づきまして御説明よろしくをお願いします。

事務局 : それでは資料1を御覧下さい。廃棄物の撤去実績についてでございます。

前回、11月の途中までの報告でございましたので、今回は11月分からとなります。11月分は作業日数20日、台数1,743台、撤去実績として20,652.95トンとなっております。12月分については18日、17,421.56トン、1月分につきましては18日、16,096.15トン、2月分は10日現在でございますけれども、8日で6,375.98トンとなっております。

10月から焼却系3施設、青森RER、八戸セメント、それから三菱マテリアルで定期修理等があった関係で焼却処理量が若干少なくなっております。埋立の青森クリーンにつきましては1月から施設整備のため年度内運搬中止となっております。埋立も若干減っております。

平成22年度の実績としましては、作業日数202日で203,126.44トンとなっております。これは昨年の同期と比べますと、昨年2月16日現在、11日の運

搬日数で 200,286 トンほどでございましたので、3,000 トンくらい今年度は昨年度よりも多いということでございます。計画量に対して、下の右の表になりますけれども、91.1%の達成となっております。

後ほど、資料 2-2 で御説明しますけれども、今月 14 日から廃コンデンサの関係で運搬がストップしているという状況でございます。今年度までの累計は 739,031.30 トンで、総量 1,245,000 トンに対しまして 59.4%の進捗でございます。

資料 1 については以上です。

古市会長： ありがとうございます。

いかがでしょうか、2月10日くらいまでは若干の休止、定期修理等がございましたけれども、ほぼ予定どおり進捗してございました。ただ、2月14日から廃コンデンサの影響で今、停止している状況であると御報告いただきました。

何か御質問等、ございますか。よろしいですか。

はい、ありがとうございます。それでは次、資料の 2 に参りたいと思います。ドラム缶入り廃棄物等の処理につきまして、事務局から御説明よろしくお願ひします。

事務局： それでは資料 2 を御覧下さい。ドラム缶入り廃棄物等の処理について、平成 22 年 3 月 24 日から 10 月 28 日までに、従前確認された場所の周辺、これについては、1枚めくっていただきまして、別紙 1 を参照下さい。△印は、平成 21 年度処理済ドラム缶入り黒色固形物 69 個。その周辺ですが、今回○印の部分で 156 個、ドラム缶入りの黒色・橙色固形物が発見されたところです。

これらのドラム缶入りの黒色固形物等の処理については、前年度同様、同廃棄物の処理が可能な奥羽クリーンテクノロジーを主体とする共同企業体に別途委託したところであり、本年度内に処理いたします。

業務名は、平成 22 年度県境不法投棄産業廃棄物の運搬・処分（ドラム缶入り黒色固形物等の焼却・焼成）業務。処理方法は焼却・焼成。内訳につきましてはドラム缶入り黒色固形物が 136 個、主成分はナフタレンジアミンと推定されます。ドラム缶入り橙色固形物は 20 個、主成分は脂肪酸エステル、脂肪酸、直鎖アルカンと推定されます。契約業者名につきましては、奥羽クリーンテクノロジー県境産廃処分共同企業体で、奥羽クリーンテクノロジー株式会社が代表、株式会社清掃テクノサービスが副代表、株式会社庄司興業所の 3 社で共同企業体を組んでございます。（5）の契約金額につきましては、1 トン当たり 136,500 円。これについては前処理に相当な人力が必要なので、若干高めになっております。契約期間につきましては、平成 23 年 2 月 10 日から平成 23 年 3 月

31日までとなっております。

2月18日、昨日ですが、1日目の搬出が無事に終わりました、156個のうち30個、約7.3トンを搬出しました。

続きまして2の熊の死体についてですが、県境不法投棄現場の旧中央池の堰堤付近の特別管理産業廃棄物エリア、これも別紙1を見ていただきますと、図の下の方ですが、□印のところで、熊の死体1体、重量約50キロが発見されました。熊は原因者である三栄化学工業株式会社（本社、青森県八戸市）が経営していた熊牧場のものと考えられます。当該死体は腐敗しており、また、特別管理産業廃棄物の汚泥が付着しており分離できないため、特別管理産業廃棄物の汚泥として加熱処理いたします。処理につきましては、当該廃棄物を受け入れ可能な奥羽クリーンテクノロジー県境再生共同企業体において、現行契約の中で行う予定でございます。代表が奥羽クリーンテクノロジー株式会社、処理方法は焼却・焼成でございます。

それから、別紙2を御覧いただきますと、ドラム缶入り黒色固形物及び燈色固形物の写真、左側の上が黒色固形物、右側が燈色固形物、下が保管状況です。そして熊の死体につきましては、こういう形で発見され、今は右の保管状況となっております。

以上です。

古市会長： ありがとうございます。

ただ今、ドラム缶入り廃棄物、黒色・燈色それぞれあったということと、本当に予期せぬものが出てくるということで、熊ということですけども、これはツキノワグマですよ、本州だからヒグマではないですよ。

事務局： ヒグマです。

古市会長： これ、ヒグマですか、そうですか。じゃあ北海道から来たんだ。  
はい、ありがとうございます。

事務局： カナダから、外国産です。

古市会長： あっ、そうか、よかった。  
何か御質問ございますか。

特段、無いようでございますので次に参りたいと思います。それでは、報告事項の2-2、これにつきましてよろしくお願ひします。

事務局： それでは、本日お配りいたしました資料 2-2 を御覧いただきたいと思ます。廃コンデンサの確認と今後の対応についてでございます。

まず 1 の確認状況ですが、現場におきまして、平成 22 年 11 月以降に掘削した特別管理産業廃棄物について、平成 23 年 1 月 31 日から行った選別工程で、2 月 8 日に廃コンデンサ 23 個が確認されてございます。

場所につきましては、1 枚めくっていただきますと 2 ページ目に図がございまして、赤の四角で囲んだところのブロックから大半のものが出てきたと推定しております。その他可能性があるところが緑色のブロックでございます。

本文に戻っていただきまして、確認された廃コンデンサの状態ですけれども、大きさとしましては概ね、40 cm×40 cm×10 cm 程度の箱形でございます。内部には絶縁のための油、絶縁油が入っていないことを全て目視で確認しております。また、廃コンデンサ 23 個のうち 12 個に、銘板といたしまして製造番号等が刻印されたプレートがございまして、その銘板を確認したところ、ポリ塩化ビフェニル、PCB ですが、それを使用したとされる廃コンデンサ 1 個が確認されております。

これにつきましては、3 ページ、4 ページ、5 ページです。まず 3 ページの別紙 2 ①について、横 A 3 判ですが、これは銘板に記載されている内容、読み取れるものを全て記載したものでございます。1 番から 11 番までは銘板がございませんので大きさのみとなりますが、12 番以降につきましては、メーカー、型式、製造年月日等、記載のもの全てについてここに記載しております。

この型式等から確認しましたところ、12 番の二井蓄電器株式会社製造のものが PCB 使用のものであるという可能性が高いと考えております。

次に 4 ページの別紙 2 ②でございますが、これら 12 番以降銘板のあったものについて、各メーカーに聞き取りをいたしました。その結果、それぞれのコンデンサに使われていたもの、右側の聞き取り内容ですが、油種、油量、PCB の使用、PCB の量などについて、この記載のとおりとなりました。12 番については、使っていたのは KC-400 という油種で、油量は 8.4 リットルで、PCB が使用されていることをメーカーから聞き取っております。13 番以降につきましては、PCB を使っていないか、あるいは微量に入っているものとして、今後分析をした段階で内容の PCB を確認していくという状況でございます。

次、別紙 3 を御覧いただきますけれども、見つかった廃コンデンサの状況です。ドラム缶に入れて、今現在は現場内の建屋の中に保管しておりますが、中段のコンデンサ、赤で囲んだもの、これが銘板というもので、これに製造年月日や型式等が刻印されております。一番下の写真が、それぞれ大きさの異なるコンデンサを並べた状況でございます。

それでは、もう一度本文に戻っていただきまして 1 ページをお願いいたしま

す。2の既往の調査結果でございますが、平成12年度の現場内の廃棄物の5箇所及び土壌13箇所、また平成16年度の廃棄物2箇所の調査におきましては、PCBが検出されたということはございません。平成15年度以降に行っている現場内の地下水1箇所、これは年2回から4回の調査をしておりますが、それでもPCBは検出されておられません。

なお、平成12年度に現場の堆肥様物からの浸出水1箇所からPCBが0.0012mg/Lという濃度で、排水基準値は0.003mg/Lですから、それを下回った形で一度検出されたことはあります。

次に、平成17年度以降に行っている浸出水処理施設での原水、処理水、これらは年4回PCBを測っておりますが、これらの分析ではこれまで一切検出されたことはございません。

また、平成12年度から平成19年度までの周辺環境のモニタリング、これは表流水とか地下水の分析ですが、そこでもPCBは検出されたことはございません。検出事例がないことから、周辺環境には影響がないものと考えております。

次に3の今後の対応ですが、県としましては、PCB使用廃コンデンサが確認されたことを受けまして、2月14日、月曜日から安全が確認されるまでの間は産廃の搬出を休止してございます。今後、専門家の先生方の助言、評価をいただきながら、廃コンデンサや周囲の廃棄物、不法投棄現場からの浸出水などのPCB分析調査を行いたいと考えております。

なお、廃コンデンサの銘板には固有の製造番号等が記載されてございますので、排出元を特定できないかという調査も並行して実施して参りたいと考えております。

今後の検討につきましては、本協議会での御了解を得て、また専門家の先生方の御了解を得た上で、6ページに記載のようなイメージで調査、検討をしていきたいということで、先生方の御協力をお願いしたいと考えております。

次、7ページ以降にPCBとはどういうものかということの御案内としまして、環境省が2009年に出しましたパンフレットの抜粋を添付してございます。表紙の裏、8ページにはPCBの用途であるとか性質、毒性等が記載されておりました、用途としては様々なものに使われていること等が記載されておりますが、できれば後ほど専門家の先生方からPCBとはどのようなものだというコメントをいただければありがたいと考えております。

私からは以上でございます

古市会長： ありがとうございます。

追加的に資料2-2という形で、2月8日に発見されました廃コンデンサに

ついて、確認している現在の状況及びその関連資料を御説明いただきました。

全般的にどうでしょうかね、何か最初に少し御質問、どういう背景か等、委員の先生方から御質問をいただいて、それを踏まえて専門家と言われる先生方にちょっと振ってみようと思うんですけども。

最初に御質問等ございましたらお願いします。

PCBについて騒ぎ出しましたのはもう随分昔、私が大学に入った頃ですから、もう40年くらい前、40数年前のお話で、その頃はカネミ油症問題とかいろいろありまして随分騒がれましたが、最近はほとんど聞くことがなかったので皆さん、あまり馴染みがないかと思います。せっかく環境省のパンフレットがついておりますので、これにつきまして石井委員から簡単に追加説明をしていただけたらと思います。よろしくお願いします。

石井委員： 環境省のパンフレットが7ページ、8ページ、9ページとありますので、それを御覧いただきながら補足説明をしたいと思います。

8ページ、PCBとはどんなものですか？と書いております。ホームページ等を見ても大体こういうパンフレットに書いてある記述があちこちに書かれていると思いますので、ほぼこの環境省のパンフレットである程度のことは分かるかと思います。

PCBの用途といたしましては、いわゆる非常に化学的に安定だということとで絶縁油として各種工業で使われていて、今回、その表にあるようないわゆるコンデンサに使われていたものが見つかったということです。御存知のように、今はほとんど製造もされていませんし、使われていたものは基本的には保管されていることになっております。

PCBの一番の問題点は性質なんですけれども、いわゆる県境不法投棄現場の中でいろいろ見つかっているトリクロロエチレンだとかベンゼンだとか、そういうものと比べて水に極めて溶けにくいという特性があります。ですから、水を媒体にしてそれほど移動しないという特性、それから油状の性質ということです。後でまた質問が出たら説明しますけれども、廃棄物だとか土壌とかに吸着しやすいという特性のもので、ただ、非常に熱で分解しづらいとか、当初廃コンデンサに使われていた高濃度のPCB等の油を処理するのが大変だということで長期間保管されていて、今、日本ではいくつかの施設を特定して、近くだと室蘭にありますけれども、特定の施設で分解処理することになっております。

PCBはポリ塩化ビフェニルの化合物の総称であり、難しいのですが、いわゆるベンゼン環2つに塩素がついたような物質でございまして、塩素の数によって209種類の異性体が存在します。塩素が1つのものから10個のものまであ

ります。塩素の数によって若干化学的な性質が違います。中でもコプラナPCBというのがあるんですけども、これはダイオキシンと似たような構造をしているということから、毒性は極めて強いという話がありますけれども、これはいわゆるダイオキシン類として今、環境モニタリング、それから処理等においてこの現場でも常にモニタリングされていますので、コプラナPCBに関しては御心配があるかも分かりませんが、これは基本的にダイオキシン類として常にモニタリングされているということで、こちらの方は問題ないと思っております。

それからPCBの毒性について下に書いていますけれども、脂肪に溶けやすいという性質から、例えば魚の内臓だとかに溜まるとかよく言われるんですけども、基本的に人間の口に入る時に、今言われているのは慢性的な摂取ということですので、非常に長期間低濃度のものを摂取し続けられない限りは大丈夫だということです。今、環境基準等でしっかりとその辺は定められていますので、人間への影響は環境基準が遵守されている限りは問題なかろうと思います。

先ほど会長からカネミ油症という話がありましたが、これは非常に特殊な事件でして、こういうことはもう今の時代では考えられないと思いますので、あまりPCB、PCBと騒がずに、冷静に対処していけば問題ないと思います。

補足になりますけれども、先ほど事務局からも説明がありましたように、浸出水処理施設の原水等でPCBが検出されていないことと、処理水についても問題がないことと、あと、ここは遮水壁がしっかりとしていますし、周辺環境もしっかりとモニタリングされているという状況ですので、いわゆる不法投棄現場の中の問題だろうと認識しております。

以上です。

古市会長： ありがとうございます。

現在、このPCBにつきましては、昭和47年に製造禁止になって、輸出輸入に関しても禁止されております。そういう意味で過去の遺産として残っているということで、それで先ほどの資料2-2の別紙2の二井蓄電器の製品が、要するにPCBが含有していたという型式のやつが、1964年ですから昭和39年製造だから、まだ禁止される前のものだという事ですね。その他の13から23については、もう禁止された後のものですから、それらには含有していないということでしょうかね。

今、石井委員から詳しくこの資料の補足説明をしていただきましたので、大体どんなもんだということの感じだけはつかんでいただけたと思います。

いかがでございますか。御質問等、ございましたら。溝江委員、お願いします。

溝江委員： 専門家ではない全くの素人の質問です。廃コンデンサの今後の対応と、先ほどあった報告事項2のドラム缶入り廃棄物の処理との関連についてお尋ねしたいと思います。

廃コンデンサの今後の対応のところ、2月14日から安全が確認されるまでの間は産廃の搬出を休止とさせていただきます。一方、先ほどのドラム缶入り廃棄物の処理については本年度内に処理をしますと。具体的には契約期間が今年の2月10日から3月31日となっていますが、連動して、このドラム缶入り廃棄物の処理も休止されるのか、あるいはそれと関係なく搬出処理されていくのかについてお聞きしたいと思います。

古市会長： いかがでございますか。

事務局： 申し訳ありません、ちょっと説明が不足していたようでございまして恐縮でございます。ドラム缶につきましては、見つかった後、既に別の場所に保管しておいたもので、今回見つかったエリアの廃コンデンサとはそもそも別途保管されていた状態ですので、ドラム缶につきましては今回の休止には含めず、別途搬出をして年度内には処理を完了したいということでございます。

古市会長： よろしゅうございますか。

他にいかがでございますか。はい、澤口委員、お願いします。

澤口委員： 安全が確認されるまでの間のたたき台のフローが出ているんですけども、もう少し具体的に期間とかいつ頃を目途にしているとかそういうものを出していただけませんか。

事務局： このフローにつきましては、あくまでもたたき台ということでイメージ的なものとしてお出ししてございまして、今後、古市委員、西垣委員、福士委員、石井委員の御了解が得られれば、アドバイスを得ながら確認作業を行っていきたいと考えております。その確認作業にどれくらい掛かるのがまだ今の段階でははっきりと申し上げることができませんので、何よりも安全確認、適切なことをやっていくことを第一義に慎重にやっていくということで、スケジュールありきではなくて、やるべきことをしっかりやっていきたいと考えております。

古市会長： 今分析に出しているものとかありますでしょうか。そういうものについて大体

いつ頃データが出てきてと、要するに客観的なデータがいつ頃わかるのか、今  
どういうものを頼んでいて、いつ頃出てくるかという、まあそういうものも少  
し情報としてあればそれに対する対応もいろいろできますので。ちょっと、  
その辺、御説明いただけますか。

事務局 : 今現在、発見された廃コンデンサ本体 23 個については、フローに書いていま  
す検定方法に基づいて分析をしておりますが、分析の途中で検体によっては前  
処理などに手間が掛かったりするものもありまして、今月末ぐらいまでは掛か  
るのかなという状況でございます。

古市会長 : 大体あれですかね、石井委員、P C B 関係は分析に 10 日間ほど、1 週間から  
10 日、まあ状態にもよると思うけれども。

石井委員 : そうですね。1 週間から 10 日、2 週間ぐらい掛かる場合もあると思いますね。

古市会長 : 分析結果が出てこない限り、ちょっと判断がしかねるとというのが、一応専門  
家と言われているこのメンバーの西垣委員、福土委員、それから石井委員、私  
と。そういうのを見せていただきながら判断したいと思います、西垣委員、  
何か。

西垣委員 : 以前、北海道の高専で、さっきございましたけれども昭和 47 年までぐらいの  
古い P C B が学校の中に保管されていて、その保管庫が壊れてしまいまして、  
建物の床にそのまま、担当者が慌てたんですけれども、確か私が古市先生に  
その処理を全部お願いをして、先生もあの時に P C B のことはいろいろやられ  
たんじゃないかなと思うので。

さっき石井委員の御説明にございましたけれども、P C B に関しましてはあ  
まり簡単に移動するものじゃないと。もう何十年も保管、40 年近く保管してい  
るところであってもそのまま持っているんですけれども、別にそのものを取り  
除いてぐるりの土を取り除けば何とかなる。ただ、分解するのが非常に難し  
いので、それまではそういうのを県であったらそこに置いておだけという時  
代、まあいい加減な時代がございまして、今やっと、初めて日本でそういう拠  
点のところにそれを持って行って分解できるようになっているという状況なん  
ですね。

ですから、今回これは土の中から出てきたんですけれども、そのぐるりにそ  
れが溶出してないだろうか。あまり溶出してないと思いますけれども、や  
っぱりそれをきっちり我々確認をする必要があるということで、今、その分析

に2週間くらい掛けている。溶出してないとなったら、このエリアまで溶出してないですよということで、中の溶出しているところの土だけを取って、あと無ければ我々もこれはこういう形で処理できるとなると思います。

古市会長： ありがとうございます。いみじくも今、苫小牧高専のお話がありました。あれはもう5～6年前になるかな、私が検討委員会の委員長をやらせていただいて対応を1年間ぐらいさせていただいたんです。ただ、あそこは教育機関ですから、やっぱり学生のこととか父兄の方とか、そういうことへの配慮があったし、あそこは高専の先生がいっぱいおられる、その分析化学の専門の方がいっぱいおられましたけれどもね。あれは実験用に使ったものの廃液が少し残っていて、その保管が不十分であったと。その時の記憶がもう無かったということで、それに対してはかなり慎重に扱わせていただきました。

ただ違うのは、あちらは土壤の地下水汚染の話、こちらは不法投棄現場の中の廃棄物の中でのお話であるということで、少し性格が異なってくると思っております。

いずれにしても、ここのフローにございますように、段階を踏んで、リスクが一番高いところがどうなんだという現状をまず分析して確認して広げていくという、その判断をしていくことにしたいと思っております。この辺は逐一、その判断等につきまして、専門家で、いつもお会いするのはダメでしょうが、持ち回りして結論が出ればまた皆さんにお知らせしていくという形を取りたいと思っております。

ただ、これは特管物としての扱いで、 $0.003\text{mg/L}$ 、これが1つの目安になっていますので、これ以下であれば普通の廃棄物として処理できるということでございます。これ以上であると、また扱い方が変わってきますということであります。

他にいかがでございますか。井上委員、お願いします。

井上委員： 事後的な処理については伺って安心はしたのですが、事前的な話で質問があります。

事前と言いますのは、発見のプロセスですけれども、掘削から、これは11月16日からなんですね、1月20日まで掘削をした中にあったのが2月8日に分かったという、このタイムラグがちょっと気になったので伺いたいんですね。この発見のプロセス、つまり掘削現場でちょっと異質な物が出たわけですよね。これ、現場作業者にそこまで期待をするのは難しいかもしれませんが、そこで発見ではなくて選別作業、つまり、かなり山積みされ、それを仕分ける段階で発見なんですね。

今、伺うと、PCBはその中のごく僅かのようなようですから全体が危険なものではなかったかもしれませんが、仮に危険なものが増えた場合、この時間のラグがすごく私は気になるところです。つまり、発見をどこですべきかという話なんですね。

たまたまPCBの含有が少なかったので二次災害、二次汚染はおそらく無かったろうとは思いますが、作業の仕方によってはそのおそれも十分、そのリスクはあると思います。そう考えると、このタイムラグはちょっと看過できないような気がします。この点いかがでしょうか。

古市会長： 今現場でどういう掘削をしていて、それをどういう仮置き場に持って行って、どうふるい分けをしているか、そのプロセスで今回のものがどういう経緯で見つかったのか、詳しく御説明下さい。

事務局： それでは発見のプロセスですが、今回、この廃コンデンサが含まれていたのは特別管理産業廃棄物です。この特管の廃棄物については現場でまず掘削をした後、選別ヤードに搬入しまして、ふるい分け機械で粒径別に選別しています。今回出てきたのは、粒径 100mm を超える石とか金属片とか木屑、廃プラ類、そういう寸法の大きい、そのまま焼却処分ができないような廃棄物からでした。こういう寸法の大きい廃棄物については、その都度、最終の分別までしないでヤード内で一定量ストックしておいて、そしてストックした後に表面についている廃棄物をまたふるい落とす選別工程をやって、それで最終的に出てきたということです。

今、この廃コンデンサが確認されたいわゆる 100mm オーバーの廃棄物をストックしている山、これはいろんな工事記録によりますと平成 22 年の 11 月以降に掘削したエリアの物だということが分かっておりますので、可能性としては 11 月以降に掘削した廃棄物について、1 月 30 日から行った最終の選別作業で確認されたとなっております。

さらにもう少し絞り込みをしますと、現場の作業記録等から、このコンデンサに似た形の 100mm オーバーの四角い形状の廃棄物が 1 月中旬における選別過程で多く出ていましたので、可能性としては 11 月以降に掘削した廃棄物ということになりますけれども、今回の廃コンデンサの大半については 1 月中旬以降に実際掘削した廃棄物から出てきたのではないかと、これは推定ですが、そういうふうに考えられます。

以上でございます。

井上委員： ありがとうございます。

古市会長： 多分、もう少し、上流側のところのプロセスをお聞きになりたいんでしょう。  
掘り起こす時にフォークリフトみたいなのでやりますよね、掘削作業をね。  
その時に現場の方が気が付かないような固まりの大きさなのとか。だからもう少し、発見された現場でのお話から詳しくしていただいた方がイメージしやすいんじゃないでしょうか。  
それ以外に、何か、はい。

井上委員： それに関連してなんですけれども、時期の推定というお話があったんですが、同時にこれは場所も推定になっちゃいますよね。そうなってくると土壌への浸出だとかというのでも推定に推定を重ねた議論になってしまうおそれがあるって、まあ今回は問題がないのかもしれませんが、結果的には、もし問題がある場合、非常に対策が難しくなるなという懸念を感じたものですから私、質問をさせていただいた次第です。

古市会長： イメージがね、要するに、いつ、どこで、どのようにというところを押さえないとリスクが算定されたとしても、その範囲の見積もりで少し困難じゃないだろうかということをお心配されているんですね、そういうことですよね。  
だから分かる範囲で、一応チェックが掛かって、必ずそこで押さえられているというのは分かるのですが、その上流側のところね、いつ、どこで、どのようにという部分を少し補足説明をしていただければ。

事務局： 現場でゴミを掘削する時の状況ですけれども、現在、バックホー等で掘削しておりまして、通常の廃棄物以外のちょっと特異な物、ドラム缶とか漁網とか電線とか、そういうものも出てきております。こういうものはバケットの中に収まりきらないような物ですので、掘っている途中ですぐ分かるわけですけれども、今回の廃コンデンサにつきましては、寸法が40cm×40cm×10cmと非常に小さい箱形、ちょっとした小型のバッグみたいな大きさのものですから、それが他の廃棄物と一緒にしている場合、掘った時に他のものと一体となって掘り起こされると、気が付かないということになります。たまたまバケットが異物に当たれば気が付くんですけれども、ちょっと気が付かないかと。実際は気が付かなかったということでございますので、今後はそういう特異な廃棄物に接触した時はバケットの操作を慎重にして気を付けてやっていきたいということと、それからもう一つ、選別作業でこういう四角い形状の物がコンデンサだということが今回の出現で分かりましたので、100mm オーバーの廃棄物については監視する作業員もつけていますので、今度はそういうコンデンサ状のも

のについては特に重点的に監視していきたいと思っております。

古市会長： あのね、100mm といったら 10cm でしょう。10cm ぐらいのところに 40cm のやつが出てきているわけですよ。そうすると、その 10cm オーバーのものを選別する段階まで分からないのかどうかということを知りたいわけなんですよ。現場のバックホーのバケットが大体どのくらいの大きさであって、1回すくったらどのくらいすくえて、40cm ぐらいのやつが見えないのか、見えるのか、もう少し詳しくお話をさせていただかないと、多分井上委員に納得していただけないんじゃないかと思います。

事務局： 今のバケットの容量は 0.7 m<sup>3</sup>、重量で 1 トンぐらいですので、40 cm×40 cm×10 cmの寸法のものがたまたまバケットのどこかにぶつかればこれは気が付きますけれども、スポット中に含まれてしまえば小さいものですから、掘った時にはなかなか気が付かないことが実際はあります。

それから、選別の時、ふるいにかける前の水分調整の段階でゴミと石灰を入れるんですけども、その時に機械が破損しないよう大きい物は取り除くようにしております。その時に今の廃コンデンサが分かったと。ただ、コンデンサかどうか、最終的には周りにゴミがいっぱいついていますので銘板も見えませんし、それからコンデンサのような形状のブリキ状の四角い箱型のものもいっぱい出ておりますので、その時点で廃コンデンサだと気付くのはかなり困難でした。最終的にゴミをふるい落としてきれいにして銘板や形状を確認して、それで廃コンデンサという確認に至りました。

古市会長： 井上委員、いかがでしょうか。

井上委員： お話を伺うと、コンデンサかどうか判明したのはかなり後だったんだけど、形が大きくて何か特異なものであるというのは、もっと早くから分かっていたというプロセスのような御説明と伺ったんですね。そうすると、コンデンサだと分かる前に、やはり特異なものが出たことに対する対応としては、やっぱり遅いのではないかなという事前に思ったこの疑念は相変わらずあります。

それでお話の中で、今後は監視員をお付けになるということなので、そういう対応がこれから取られるということであればある面大丈夫なのかなと。逆に言うと、そういう監視員が無かったということですよ。

事務局： 大きい物、特異な物が出てきた時はそれをまたふるい分けるために以前から監視員は付けております。今後、特にそういう廃コンデンサ状の物については

重点的に監視したいということです。

井上委員： 今回、たまたま廃コンデンサだったんですが、それ以外の宝も出てくる可能性があるわけですので、そういう意味ではもうちょっと早い段階で異物として認識する仕組みがいるんじゃないかという気がします。まあ、気が付かないとは言いながら寸法が大きいということで横に分けていらっしやったり、何度かチャンスがあるわけですね、掘り出す瞬間は難しいかもしれないけれども。そうすると、もうちょっと前倒しで発見できるのではないかなと。素人が言っていることではありますが、そういう気がしますので御検討をいただければありがたいと思います。

古市会長： 今の御説明を聞いていると、バケツですくい上げる時にガーと掘ってピュッとあけるから、多分その中に混ざってしまう、今回の場合のように混ざってしまったんだろうと。要するに、バケツでまるまる1個をすくえるような形でやっていますので、多分そういうことかなという気がするんです。

それと、ビデオデッキにしたってテープレコーダーにしたって大体似たような形の電化製品がいっぱいありますので、だから多分、最初から、これは廃コンデンサではないかという目で見るとそうでないのとでは対応も違うし意識も違って来るんだろうと思います。今回はそういう意識が少し無かったのであろうと。まさかねという感じではなかったかなという気が若干いたします。

室長から何か。

山田室長： 補足的な事項を申し上げさせていただきますと、本県のこのゴミは基本が機械選別です。多分、他ではどこでもやっていないような機械で選別するのが基本でございます。その中で大きい物については手作業なんです。ですから、手作業をする人の目なり手なりで、最終的にどういったものなのかが、最終的に確認されるということです。これまで廃コンデンサが出てこなかったものですから、当初は他の四角い物体並みぐらいの認識でした。今回、廃コンデンサというものもあるんだということが分かりましたので、それは手作業でやるしかない作業ではありますけれども、そここのところに特に注意をしていきたいと考えております。

古市会長： はい、ありがとうございました。

いかがでございますか。榎本委員、お願いします。

榎本委員： 質問ではないのですけれども、水道企業団で、PCBの調査をしていますの

で私から報告をさせていただきます。

水道企業団ではずっと下流で水を取っているものですから、この田子の関係のモニタリングをしています。PCBについても一応4箇所、大体平成14年から年2ないし4回ですが、今年も4回やっています。

場所的には、資料9-1の26ページを見ていただければありがたいのですが、モニタリングの位置があるのですが、この右上に熊原川とある辺りのア-22、それから左側の中間にありますア-14、これは元の遠瀬の水源のところですが、この2箇所と、それから岩手県側、金田一に落ちる川が1つあるのですが、その川と企業団の取水口の川中島、この4箇所を調べています。

過去、これまでもずっと定量下限以下、不検出になっていまして、平成22年11月25日にも採水していますが、この時も水質的には不検出というデータが出ております。

それから万が一ですが、このPCBは、先ほどお話がありましたが水に溶けにくいものですから、もし水に入ったとしても一応凝集沈殿では除去できるという判断をしております。実は数年前に馬淵川にPCBが1回流れたという事故がありました。これはステン容器に入っていて、そのまま流れたんですけども、その時もPCBの対応を内部で検討をしまして、通常の凝集処理で処理できると、まあ川の中に入れてですけども、そういう知見を持っていますし、今現在のところはいろいろ調査をしたのも聞いておりますので、水道的には大丈夫だという判断はしております。

以上です。

古市会長： ありがとうございます。水道水源としての定期的な検査においては大丈夫であるという追加のコメントがございました。

他に特段なければ、時間が参りましたので、今、事務局でたたき台と御呈示していただいておりますこの①、②、③、こういうステップを踏んで検討させていただきたいと思います。また、その結果については、皆様にも御報告することにしたと思います。どうもありがとうございました。

では、次の資料3につきまして御説明をよろしく申し上げます。

事務局： 資料3、地山の確認・分析結果（第5回）について御説明いたします。

平成22年7月までに4回行いました地山確認に続きまして、12月7日、廃棄物の撤去が完了した不法投棄現場北側の一部で第5回目の地山確認を行いました。翌8日から10日に地山の試料を採取して分析を行いました。

確認した日が平成22年12月7日。確認した場所は、下の図のピンク色の部分で、西側、東側2箇所に分かれていますけれども、この不法投棄現場北側の

一部、面積が 3,900 m<sup>2</sup>でございます。

確認方法と状況ですけれども、地山の表層約 3,900 m<sup>2</sup>を目視で廃棄物がないことを確認しました。1箇所、深さ約 2 mまで試掘しまして、目視で廃棄物がないことを確認しました。これらの確認作業は、地域住民と報道関係者に公開の下に行っております。

そして、その調査分析結果ですけれども、結果は2枚目以降、別表、それから平面図に載っています。地山が汚染されていないかどうかを確認するため、30m区画で6区画を対象にVOCに係る表層ガス調査と重金属等の表層土壌調査を行いました。分析の結果、全ての区画、表層で、VOCが検出されず、重金属等は土壌環境基準値以下でした。ということで、今回の調査区画は撤去完了となります。

そして、今回の地山の一部には今後廃棄物搬出作業に必要な道路を建設する予定となっております。

裏面に、地山確認範囲の全景の写真、それから公開をしている状況の写真、試掘状況の写真、2 mの穴を掘って試掘を完了した写真、それから次のページには分析調査の結果、表層のガスと土壌の結果が載っております。次のページにはその平面図を載せております。

以上でございます。

古市会長： ありがとうございます。

ただ今の御説明に対しまして何か御質問等ございますか。

特段無いようですので次に参りたいと思います。それでは次、資料4-1、4-2、まとめて農作物及び魚類のダイオキシン類調査結果について御報告をお願いいたします。よろしく申し上げます。

事務局： 資料4-1を御覧下さい。農作物のダイオキシン類調査結果について御報告いたします。

1の趣旨ですが、県では地元田子町からの要望を受け、田子町の主要な農作物である枝豆、水稻、にんにくの安全性を確認し、風評被害を未然に防止するため、平成15年度よりそれぞれ3地点、熊原川上流域、現場付近、熊原川下流域で収穫されたものについてダイオキシン類調査を行っております。本年度もこれらの主要な農作物のダイオキシン類調査を実施しました。

2に検体採取日、3に調査結果を記載しています。3の調査結果ですが、枝豆、水稻、にんにくの3検体について、それぞれ3地点の結果を記載しています。上の段に今年度の調査結果を、下の段にこれまでの調査結果ということで、県が実施した平成15年度から21年度の結果を記載しています。また、一番右

の列には国の調査結果を記載しています。

今年度の調査結果ですが、一部、具体的には水稻の特に現場付近がこれまでの県の調査より高い値が出ていますが、国が実施し公表している調査結果と比較して十分に低い値でした。

引き続き資料4-2を御覧下さい。魚類のダイオキシン類調査結果について御報告いたします。

趣旨ですが、県では不法投棄現場下流の杉倉川、熊原川に生育する魚類のダイオキシン類濃度の状況を把握するため、平成16年度よりイワナ、ヤマメ、ウグイの順で1年に1種類ずつ調査を行っています。本年度はヤマメの調査を実施しました。

2に検体採取日を記載しております。3の調査結果ですが、今回の調査結果ではダイオキシン類濃度が0.18pg-TEQ/g-wetであり、これまでの調査結果と同様に十分低い値でした。

参考までに、下の点線の四角の中に公表されている国の調査結果と県がこれまで実施した魚類のダイオキシン類調査結果を記載しております。

以上です。

古市会長： はい、ありがとうございました。

従前どおり基準値以下でありますということでした。いかがでしょうか、何か御質問ございますか。

ありがとうございました。では次の資料5に移りたいと思います。排出事業者等に対する責任追及の状況につきまして、御説明よろしく申し上げます。

事務局： 資料5により、排出事業者等に対する責任追及の状況について御報告いたします。

毎年度、2月の協議会におきまして御報告をしているところですが、前回、11月にコンクリート塊の自主撤去について御報告した際に、合わせて報告いたしておりましたので、要点のみの報告とさせていただきます。

一番下の③自主撤去（費用拠出）の表で、昨年度御報告した後、平成21年度におきまして新たに申し出がありましたので、事業者数が1社、拠出申出額が分割拠出3社分を含めまして3983万2千円余となっております。また、今年度、平成22年度におきましては事業者数3社、拠出申出額が分割拠出3社分を含めまして現時点で7622万7千円余、これまでの自主撤去の合計といたしましては20社から4億4038万4千円余となっております。自主撤去の分割拠出について、今後の拠出予定額ですが、4073万2千円余となっております。今年度未までにこの内1千万円余が納付される見込みとなっております。

簡単でございますが、排出事業者等に対する責任追及の状況につきましては以上でございます。

古市会長： ありがとうございます。4億4000万円ぐらいということですよ。総額に比べて微々たるものですが。

何か御質問ございますか。溝江委員、お願いします。

溝江委員： 不法投棄業者から差し押さえた物件をヤフーのインターネットの公売システムを利用して公売したということですが、もうその入札期間等は済んでいると思いますので、その結果が分かっていたらお知らせいただきたいと思います。また、その結果が分かれば、この表の中にその金額等がこれから含まれてくるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

事務局： この資料5につきましては、排出事業者等ということで、排出事業者と処理業者に対する責任追及の状況でございます。原因者に対する差し押さえ等につきましては、これと別個で捉えてございます。原因法人の本社の敷地と建物を差し押さえしてございまして、今年度も委員がお話のとおりインターネットで公売を4回実施しました。残念ながら、結果としては4回とも入札がございませんでしたので、今後またいろいろな課題等を検討しながら売却に向けて対応していきたいと思っております。

古市会長： よろしゅうございますか。

ありがとうございます。それでは次に参りたいと思います。それでは次、資料6に基づきまして、環境再生計画に基づく地域振興施策の推進について、少し明るい御報告ということで、よろしくをお願いします。

事務局： それでは資料6に基づきまして、環境再生計画に基づく地域振興施策の推進について御説明いたします。

環境再生計画の策定にあたり実施した全国公募への応募があったNPO・最終処分場技術システム研究協会による「環境調和型廃棄物処理施設と四季公園」、それから東急建設株式会社による「資源循環型エコアグリカルチャー」の実現可能性を検討していくにあたり、改めて提案者と実施方法、課題等についての協議を行いました。

これは地域振興施策の今年度の実施スケジュール、今年度の協議会にもお示ししてございますけれども、このスケジュールに従いまして今回お話を聞いたということでございます。

今回、この地域振興施策について、県は、実施主体にならない、それから財政負担を負わないという基本的なスタンスがあります。それに基づいて、当初この2つの提案者は、両者とも自ら実施主体になるという御提案ではなかったわけですが、県のそういったスタンスがあるものですから「提案者ご自身が実施主体になって現場でこの提案を実現するおつもりはありますか」と、そういった形でお話を伺いました。

最初にNPO・最終処分場技術システム研究協会、LSCS研と言われている団体であります。提案のテーマは、先ほど申しましたとおり環境調和型廃棄物処理施設と四季公園。参考1は平成20年度に全国公募した際にこの団体から提出のあったパワーポイントの資料です。このLSCS研につきましては、県が環境再生事業の実施主体にならず、財政負担も厳しいのであれば事業化は難しい。予算を掛けずに今あるものを使って何かをすればイベント的なこと、それから学会、日環センター、これは環境に関する講習会などを行っている団体ですが、こういったところの研修の場としての活用が考えられるとのことでした。結論としては、自ら実施主体になることは難しいというお話でありました。

次、東急建設株式会社です。提案のテーマは資源循環型エコアグリカルチャー。参考の2として資料を添付しています。これは事業主体が東急建設他関係事業者。株式会社日本計画機構のバイオマスを利用した電気、熱、水素ガス製造技術、ブルータワー技術と呼ばれているものですが、これによる電気・熱を使用した施設園芸及び水素製造。施設の規模としては、1日当たり30トン、処理量だと思えますけれども。それから施設園芸、農業ハウス1ヘクタールを設置して、パプリカ等の野菜を栽培する。それから創出された水素は製造工場等における機器の洗浄用等に利用すると、こういった形です。このバイオマスエネルギーを用いた商用農業施設、水素ガスの商用化の複合施設は国内でも先進的な取組である。また、地元で発生するバイオマスを活用したエネルギーの創出と施設園芸の取組は、まさに現場の跡地の再生にふさわしいのではないかといいました。

下に参考がございます。計画中のものも含めて2つ、ここに記載してあります。1つ目が、世界初と書いてありますけれども、木質バイオマスを使用した商用のガス化、水素製造施設。福岡県の大牟田市において、インデックスエコエナジーが建設を予定しています。平成24年度から試運転を行って、商業運転に移行していきます。これもブルータワー技術による水素製造プラントでありまして、1日当たり15トン、7,200m<sup>3</sup>の水素を製造して、工業用の水素として販売されます。これは平成21年度の農水省の補助金を活用しています。ここは水素の製造です。

2つ目が、日本初のバイオエネルギーを利用した商用農業施設、新潟県でございまして。これは計画中心でありまして、東急建設を中心として地元自治体のほか、複数の有力事業者が事業主体となり、新潟県に計画されています。これもブルータワー技術による電気・熱を使用した施設園芸。そして1日当たり15トン、施設園芸は2ヘクタール。これは農水省の補助事業を申請してございまして、地元の財政負担はないといった内容であります。この新潟県で計画されているものが、いわゆる本県に提案している内容に非常に近い形であるというお話でありました。

先日、東急建設から御連絡がありまして、2番目の新潟県の計画については今回補助事業に採択されなかったと連絡がありましたけれども、計画自体はそのまま継続して、リトライするというお話でした。

東急建設のこの提案に関しまして、県としては、国の補助金の交付を前提としていること、それから環境、農林業、あるいはエネルギー産業等、幅広い分野に関連して確認すべき事項が非常に多いという状況でありますので、当面、田子町などとともに東急建設との協議を行っていくほか、先行事例の調査等の情報収集によって課題を整理していこうと考えています。

以上です。

古市会長： ありがとうございます。

ごめんなさい、参考②について、農水省の平成22年度の資源循環型地域活力向上対策事業は採択されなかったけれども、引き続き平成23年度という意味ですか、リトライというのは。

事務局： 時期についてお話はありませんでしたけれども、いつの段階かでリトライするというお話でした。

古市会長： なるほど。その場合は青森も含めてという意味ですか。

事務局： 本県は、今申し上げたとおりまだ検討中なので、そこは切り離れた形です。

古市会長： 分かりました。

いかがでございませうか。以前、環境再生計画の策定にあたり全国公募をいたしました。それで知事賞は5件くらいあったんですかね。そのうちの2件について今回ヒアリングをされたのですが、後の3件はどんな感じでしたか。1つは、3つの柱の内の植林の話でしたよね。だから、地域振興とは関係なかったんですかね。その辺、もう一度レビューのつもりで御説明をお願いします。

山田室長： お話がございましたように、全国公募、23 点の応募の中から 5 点の優秀提案を、部会を設置しまして、佐々木部会長に大変お世話になりまして、選ばせていただきました。その中から今回は、地域振興につながる 2 つの提案について実現可能性を協議させていただきました。

その他の 3 つのうちの 1 つが八戸市森林組合の植樹の手法に関する御提案でございました。現在、試験植樹を既に始めておりまして、そこで連携をしてその手法を活用させていただいております。それから残る 2 つのうちのもう 1 つが八戸工業大学の現場を公園として整備し、それから資料館を整備するという内容の御提案でございます。残る 1 つが慶応大学の学生からの御提案で、現場に文化施設と言いますか、若い芸術家が集って、そこからアートを発信するという御提案でございました。アートで発信の部分は、なかなか目に見えた形になってきてはございませんけれども、試験植樹、あるいは今回現場の水処理施設にパネルを展示し、御覧いただくという形を少しずつ整えておりまして、八戸工業大学の御提案についても少し目に見える形になってきたかなと考えてございます。

古市会長： ありがとうございます。

それでは、いかがでしょうか、何か、ただ今のことについて。溝江委員、お願いします。

溝江委員： お尋ねというよりは、要望になると思いますが。資料 6 は、特に参考 2 については、とても明るいニュースですが、これに関連して 4 日前の 2 月 15 日にとても明るくないニュースが報道されました。それは総務省の行政評価局が 2003 年度から 2008 年度までの 6 年間に、国の 6 省が実施したバイオマス関連の 214 事業を査定して、効果が出ている事業は皆無、ゼロと。農林水産省・経済産業省・環境省・国土交通省・文部科学省・総務省の 6 つですが、効果が出ているものはゼロだと、バイオマス関連については、という報道がありました。このことを教訓というか反面教師にして、この後、計画を吟味して、もし事業化される場合には総務省の行政評価局から高く評価されるように事業化を成功させてほしいなと思っています。

古市会長： 今のはコメントというか要望と言いましようかね。何かそれに関しまして、県の方、何かお考えありますか。

これね、総務省の評価はいつも辛めなんですけれども、これは、どういう方法でどういう事業を評価したのか詳しいことはあまり書いてないんじゃないで

すか。バイオマスの利活用といっても非常に多岐に渡るんですよ。ですから、その内容によっては、例えばエタノールだとかBDFだとか、そういう燃料系の話もあるし、バイオガス化の話もそうでしょうし、それから肥料もあるし、飼料もあるし。ですから、一緒くたに評価するのはいかなものかと私は個人的には感じております。

うちの研究室でもバイオマスの利活用は非常によくやっております、北海道では非常に元気にやっております。ですから、そういうような実態と総務省の評価がどれだけ相似的なものなのかというのは、やっぱりもう少し突っ込んで検討をする必要があるなど、私は思っておりますけれどもね。

いやいや、ごめんなさい、県の御見解を。なかなか難しいとは思うんですね、これからやろうとするわけなので。

山田室長： 確かに、そういった報道がございました。私どもも新聞で承知をしてございます。この御提案については、これから具体化していこうという段階でございまして、そういった悪い先例にならないように、課題を検討しつつ、これから進めまして、良い先例になるように進めていきたいと思っております。

それからバイオマスにつきましては、古市先生からも太陽光や風力などよりもよほど可能性のある分野なんだということをお聞きしてございます。また、そういった原料が豊富にあることもお聞きしてございますので、そういったいろいろな課題をこれから検討しつつ、きちんとした事業に進めていければと考えてございます。

古市会長： ちょっと今、思い出しましたので補足の時間をいただきます。

農水省等関係7府省ですかね、バイオマス活用推進基本計画が去年策定されました。これは今までのバイオマス・ニッポン総合戦略でバイオマスタウンを300とする目標を達成、今年度する予定ですので、それに引き続きまして、バイオマス活用推進基本法が施行され、バイオマス活用推進基本計画が閣議決定されました。これは全国の都道府県でそういうのを作りなさいと、今までは市町村単位だったのが都道府県単位でやりなさいと。要するに、広域でやらないとなかなかうまくいきませんよという形なんですね。それで、そういう計画を作るところが600くらい、これから作りましょうということで、より具体的に計画を立てて、利活用を推進していこうという方向にいくと思っております。今まではブーム的にちょこちょここという感じが多かったのですが、もう少し足を地につけたような、また広域的な対応が多分目指されると思っております。

これは国民とか事業者とか行政の責務になっています。バイオマス活用をするというのは責務なんですよ、ということをし少し補足説明をさせていただいた

いと思います。

はい、ありがとうございます。それでは次に移りたいと思います。資料7に基づきまして、平成22年度支障除去等措置済区域等活用方策事前検討調査業務等について、環境省の調査ですが、これにつきまして御報告をお願いいたします。

事務局：それでは資料7に基づいて、平成22年度支障除去等措置済区域等活用方策事前検討調査業務等について御説明します。これは、これまでも協議会の場で進捗状況について御報告しております国が今年度行っている事業でございます。

現地調査の概要ですが、平成22年12月14日、環境省が実施している今年度のこの事業の検討チームが県境不法投棄現場を訪れ、支障除去等事業完了後の跡地についての地球温暖化防止等環境保全に資する土地の利活用方策を設計するための事前調査を実施しました。

調査は検討チームのメンバーである島岡九州大学教授と請負先の担当者によって行われ、私どもから、県境不法投棄事案の概要、環境再生計画、それから全国から公募・選定した現場跡地の利活用提案、先ほど資料6で御説明をした提案を含めて、御説明を行った後、現場内を移動しながら立地、土地の形態等についての調査を行いました。

調査終了後、取材に対して検討チームからは、利活用方策の設計に当たっては地元の要望も考慮しながら検討する必要があるだろうというコメントがありました。

この事業、国では今後、今回の現地調査後に具体的な検討が進められ、今年度内に土地の利活用方策を設計することとしています。

今年度の事業の進捗状況としては、現在、こういった進め方がなされているということです。

次に平成23年度に国が実施する事業の概要です。この内容は（「平成23年度環境省重点施策」平成22年12月から）抜粋したものです。事業名は不法投棄跡地等利用推進事業費補助金、これは新規事業で1億円が計上されています。

事業の概要です。本補助金は、不法投棄等の支障除去等事業が完了した事案の跡地等の利活用方策として、都道府県等が行う地球温暖化防止に資するエネルギー供給のインフラ整備等の事業を支援することで、これら跡地の利活用を進めるとともに、廃棄物の最終処分場の立地等の促進を図るものとされています。

事業計画です。1つ目の事業内容です。モデル地域の選定。地球温暖化防止に資する再生利用可能エネルギー等の最新知見の収集・整理・取りまとめ。モデル区域の跡地利活用方策設計のための事前調査。利活用方策モデル案の設計。

不法投棄跡地等利用推進事業の実施を内容とする事業。補助率が2分の1。補助先は都道府県となっています。

資料6で御説明いたしましたけれども、県は地域振興施策の実施主体にならないという基本的なスタンスがございます。今年度の事業は国の直営事業でございまして、国が自ら実施しているものですが、新年度に行う今御説明した事業は補助事業となっております、本県としてはなかなか難しいのかなと考えています。

以上です。

古市会長： ありがとうございます。

最後におっしゃられたのは、要するに補助事業だから2分の1は県が持ち出さなくてはいけないということで、それについては非常に大変だと、負担が大変になってくるのではないかという趣旨ですね。

これにつきまして、調査検討委員会のメンバーでもある石井委員から、補足等がありましたら簡単に結構ですのでお願いします。

石井委員： 委員ですので若干補足したいと思います。

委員会の中では、この青森県のモデルは環境再生計画を既に持っていて、非常に先進的な事例として扱われています。この地元の要望もというのは、環境再生計画を踏まえた、そういったようなものに役に立つものを提案できたということで、今、行っています。5つモデルケースの場所があるんですけども、その中でも非常に先進的だということで扱われているということです。

それから1億円という金額、すごく大きい金額に見えるのですが、実際に太陽光パネルだとか、いろいろエネルギー事業をやろうとすると1億円では何もできないのが実情でございまして、本当に試しにやってみるというような1億円の補助金だと伺っております。

以上です。

古市会長： ありがとうございます。

何か御質問等、ございますか。無ければ次に参りたいと思います。

はい、ありがとうございます。それでは報告事項の最後になりますが、田子町からの御要望等に関しての資料8-1、8-2ですね。これにつきまして御報告をよろしくお願いします。

山田調整監： それでは資料8-1と8-2について御説明いたします。

これは昨年8月に廃棄物等の推計量の見直しを公表しましたが、それ

に伴いまして 11 月 12 日付けで田子町長、田子町議会議長、連名による要望、それと同日付けのお尋ね、お願い申し上げたい事項が提出されたところです。そのことにつきましては、前回 11 月の協議会で松橋町長から御報告がありました。この御要望とお尋ねしたい事項についての県の対応については、副知事出席により実施した説明会の概要及び回答文書を、これは今回の資料 8-1、8-2 と同じものでありますが、12 月末に既に各委員に送付したところでありますので、本日はごく簡単に御説明申し上げます。

要望書では、国に対して特別措置法の期間延長によって財政支援を要望するとともに、現行特別措置法の実施計画期間内での事業費の増額を要望し、可能な限りの廃棄物等の撤去の上積みをするなど 3 点と、知事が直接住民に終了時期等の見通しを説明していただきたいという御要望でした。

資料 8-1 の 2 枚目に、説明会出席者という資料があります。そこに日時等書いてありますが、12 月 7 日に田子町において蝦名副知事が出席して、町長、議長、住民代表の方々に対する説明会を開催したところです。4 の相手方のところの出席者に副議長の砂子田康夫さんと書いてありますが、当日、出席されておりませんでしたので訂正いたします。

この説明会の場で、1 枚目に戻っていただきまして、2 段目、3 段目あたりに書いてありますが、副知事から、知事の「全量撤去、馬淵川を汚染しないという決意は揺るぎない」こと、それから知事の「揺るぎない原状回復方針の下、安全かつ着実に不法投棄された産業廃棄物による支障の除去に取り組む」ことを伝えております。

また、名古屋部長から、今の裏のページ、2 ページのところですが、要望があった 4 点につきまして回答をしております。簡単に御説明いたしますと、先ほど要望のありました現行特別措置法の実施計画期間内での事業費の増額を国に対して要望してほしいということに関しましては、国に改めて確認をしたところ、今後状況の変化もあり得るが、平成 24 年度までの支援額の増額は困難であるとの回答を得たことを回答しております。

それから次に資料の 8-2 に移らせていただきます。これは同日付けで出されました廃棄物等の推計量の算出方法とか総事業費の内訳、それから環境再生の進め方とか情報発信、情報共有などを内容とするお尋ね、お願い申し上げたい事項に対する県の回答でございます。これにつきましては 12 月 17 日に県で回答文書を持参しまして、町長に別途説明をしたところです。

以上でございます。

古市会長： ありがとうございます。

いかがでございますか。この件につきまして、地元の方はよく御存知の内容

ですけれども、何か御質問等、ございますか。

松橋町長から何か追加したいこと、ございますか。

松橋委員： この間、知事の言葉ということで蝦名副知事がお出でになりまして、今みたいな、平成 24 年度が平成 25 年度になっても全量撤去をするという堅い言葉をいただきまして、町民安心しておりますので、まず実行できるように町でも何とか協力できるものは協力していきたいなと思っております。

古市会長： ありがとうございます。

以上で今日の報告事項は終わりでございます。あと 25 分くらいしかございませんので、大事な協議事項に移りたいと思います。

それでは協議事項の 1 番目、平成 23 年度環境モニタリング計画（案）について、御報告と御説明をお願いします。

事務局： それでは資料 9-1 を御覧下さい。平成 22 年環境モニタリング等調査結果について。平成 22 年の環境モニタリングについては、水質、有害大気、騒音振動、浸出水の処理施設のモニタリング等を実施しております。

まず 1 の水質モニタリングから御説明します。現場内の一部の地点からはベンゼン、ホウ素及び 1,4-ジオキサンについて、「排水基準」又は「環境基準」を超える値が検出されておりますが、周辺においては「環境基準」を超える値は検出されておられません。詳細な結果につきましては、後の資料の 2 ページから 23 ページに結果の一覧を、30 ページから 32 ページに経年グラフを掲載しております。調査地点については 26 ページ、27 ページの図を御覧いただきたいと思っております。時間の関係もありまして、詳細な結果については後ほど御確認いただければと思っております。

続いて 2 の有害大気汚染物質モニタリングにつきまして。現場内の敷地境界 3 地点でベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについて調査を実施しました。いずれの地点においても測定した全ての項目で「環境基準」を下回っております。詳細な結果につきましては、24 ページ、33 ページ、28 ページに掲載しております。

3 の大気汚染物質モニタリングにつきまして。田子町の上郷地区で二酸化窒素及び浮遊粒子状物質について調査を実施しました。測定した全ての項目で、こちらも「環境基準」を下回っております。詳細な結果につきましては、24 ページ、34 ページ、29 ページを御覧下さい。

続いて 4 の騒音振動モニタリングについて御説明します。(1) 騒音。上郷地区ほか 1 地点で調査を実施しましたが、全ての地点でこちらも「環境基準」を

下回っております。詳細な結果は 25 ページ、35 ページ、29 ページに掲載しております。続いて（2）振動のモニタリングについて。騒音と同一の地点で調査を実施しております。こちらも全ての地点で「道路交通振動の要請限度」の基準を下回っております。結果の詳細については 25 ページ、29 ページに記載しております。

最後、5の浸出水処理施設のモニタリングについて。放流水水質はいずれの項目についても計画処理水質を下回っております。なお、同施設においては平成 21 年 3 月からバイパス運転を行っていましたが、平成 22 年 12 月 1 日に採水を行った放流水の分析結果により、全窒素の値がバイパス運転停止水質、こちらが 30mg/L となっておりますが、これを上回る 50mg/L となったことが 12 月 15 日に判明したことから、同日から高度処理運転の再開を実施しております。水処理施設の分析結果については、41 ページから 48 ページに詳細を掲載しております。

平成 22 年の結果については以上です。

古市会長： 端的に御説明をいただきましたけれども、特段、従前と平成 22 年の環境モニタリング結果等は変わったところはないということですか。若干浸出水処理施設のモニタリング、これについては資料 10 の維持管理等との関係で、そこでまた御説明をいただけるということですね、はい。

いかがでしょうか、全般的に御質問等ございましたらお願いします。時間はありますのでどうぞ。

福士委員、いかがですか。

福士委員： ちょっとこれは、なかなか難しい判断だと思います。しきりにあちこちのデータに岩手県の遮水壁完了というマークが入ってしまっていて、それでデータを見るのはかなり難しいのですが、何か言えるようなこと、ないですか。相手を批判するとかそういう意味ではなくて。

古市会長： 岩手県のデータは、結局青森県にも影響しますのでね。ですから、その影響する分について少し御説明をいただけたらと思います。

事務局： それでは県境部のお話がございましたので、県境部の遮水の効果と前回の協議会の宿題について分析結果を基に説明いたしたいと思います。

資料の 36 ページと 37 ページをまず御覧下さい。37 ページの下の表に平成 21 年 11 月に環境基準に追加されました 1,4-ジオキササンに関しまして現場内の状況を載せております。

岩手県側につきましては、現場内で1,4-ジオキサンがいろんところで出ております。この中で県境部につきましては、イー24の井戸で基準値の10倍以上のもの、イー20で基準値前後という値が検出されている状況でございます。それから下の方に青森県のデータを書いておりますけれども、青森県側でも複数地点で検出されておりますが、検出されている場所がア-25-2とア-29と、これについては36ページと37ページの図面、これで比べてみますと、隣接する岩手県側に高い値が出ていないことから、関連性は薄いのではないかと見ております。

引き続きましてその次のページ、38ページから40ページにVOCの代表例としてベンゼンの検出状況について平成20年度以降の状況을載せております。最後の40ページの一番下の表を見ていただきます。

岩手県側では例のドラム缶の関係がございまして、現場内の複数の地点で環境基準値を超過している状況でございます。この中で県境部のイー20、それから現場内（その他）のイー7で、イー7は平成20年5月だけのデータが載っておりますけれども、これらの部分で高濃度のベンゼンが検出されている状況にあります。

これに比べまして青森県側の県境部におきましては、いずれも基準値内であり、遮水壁の効果が一定程度現れているものと考えております。

資料を戻っていただきまして、32ページを御覧下さい。（4）に、県境部地下水位及び電気伝導率の推移というグラフを載せております。県境部の地下水につきまして、平成19年2月に岩手県の遮水工が完了しておりますが、この遮水工の完了に合わせて、遮水壁に隣接しているア-27からア-29の地下水位が下がってきていることがこのグラフの黄色、青と水色、この線の傾向で分かるかと思えます。なお、ア-26につきましては急激には下がっていませんが、暫減傾向にあるという状況でございます。

下の電気伝導度のグラフを見て下さい。ア-26につきましては、一番下のピンクの線になっておりますけれども、岩手県の遮水工の完了する前まではスパイク状に電気伝導度が上がる傾向があったのですが、遮水工完了後にはそういうピークが見られない状況が続いておりまして、遮水壁の効果が現れているものと考えております。

以上で説明を終わります。

古市会長： 福土委員、いかがですか、今の。そうですか。じゃあ関連して石井委員から何か御質問。

石井委員： 37ページの1,4-ジオキサンと40ページのベンゼンを見ていただくと、今、県

境部分のみのお話でしたが、少し気になる点は何ヶ所かあります。1つはイー1ですね、ベンゼンも1,4-ジオキサンもまだ出ていると。ここは確か廃棄物撤去が終わっているエリアだと思うのですが、まだ残存していると。これがずっと上の方に流れていくと、結局また青森県側の領域に入ってきて、沢に通じるところですので、この辺が今度どうなっていくのかなというのが少し心配ですね。

それからア-25-2、県境の遮水壁の無いところですね。これはいろんな事情があつてここだけちょっと空いているんですけども、そこに関しても1,4-ジオキサンが出ていまして、ここも地下水の流れからみると上流は岩手県側になって、いわゆる廃棄物が既に撤去されたところだと思われるので、これに関しても注意が必要かなと思います。

それからイー20ですね。イー20も遮水壁を打ったことによって地下水の流れが岩手県側から青森県側に来ているものが、まあ揚水はしているんですけども、若干南の方に流れてくる流れが出てくるところで、この濃度が高いということは、また遮水壁の下をくぐって青森県側に、和平の方に行くということなので、ちょっとこの辺も注意が必要かなと思います。遮水壁の効果といってもまたぐものだけじゃなしに、その上を行ったりとか下に行ったりするものとか、あとは本来岩手県側は遮水壁が無いので、イー1だとか、そういうところももうちょっと注視するべきかなと思います。

以上です。

古市会長： ありがとうございます。先ほどね、36ページと37ページで1,4-ジオキサンは岩手県とあまり影響がないとおっしゃいました？

事務局： 今のところ、遮水壁の前後で関連性が見られないということです。

古市会長： でも、今、見たらね、今、石井委員もおっしゃったけれども、例えば37ページのイー1の岩手県の部分と遮水壁のないア-25-2もやっぱり高いわけでしょう。これで影響無い？

事務局： イー1は分水嶺を挟んで東側に地下水が流れる傾向ということです。

古市会長： いや、分水嶺なんだけれどもね、この辺、西垣委員に説明をしていただいた方がいいかな。

西垣委員： 37ページの上の図を見ると、遮水壁を打っているところは確かに地形上は一

番高い分水嶺になっているんですけれども、その下にありますが、僕らパミスというんですけれども、砂質凝灰岩の層はずっと青森県側に傾いているような状況でございます。今、石井先生がおっしゃったイー1の辺りは、確かに地形はドンと落ちているようなんですけれども、その下の火山性の凝灰岩は全部青森県側に向かっていますので、結構イー1からもア-25 辺りには来る可能性は多分にあると思います。

遮水壁は非常に水が通りやすい層の下の難透水層まで一応打ち込んでいただいていますので、打ったところから下を潜ってくるのはちょっと起こらないかなど。ですから、ほとんど全部、さっき石井先生がおっしゃった南の方にどんどん行ってしまいますので、その辺、将来どうするのかなどという心配が少しございます。

古市会長： ありがとうございます。

事務局： イー20 の下流部につきましては、青森県側でモニタリングポイントがございまして、そこで把握している状態になっておりまして、現在は何も出ていない状況になっております。イー1 とかア-25-2 につきましては、岩手県側といろいろ協議をしながら今後対応を進めていきたいと思っております。

古市会長： ア-25 とかイー1 とか、この辺は昔から山を削って造成したとか、いろいろ経緯があるんですよ。だから、ここについては関連がないということはないですよ、それは絶対にあり得ない。

それと、もう1つ分からないところが、32 ページの地下水位について、地下水位は下がってきているというけれども、例えばア-25、ア-26 ですかね、あまり下がってきているとは見えないんですけども、ほとんどね。縦軸を見たって標高 438m くらい。だから、うーんっていう気がするんですけどもね。

それとね、下の電気伝導度のところも、ア-29 がガーっと上がっているでしょう、また。遮水工をした後もね。これが 37 ページのア-29 の 1,4-ジオキサンの高いということも影響しているんですよ、これ。だからね、まあ、どうぞ。

事務局： 補足させていただきますが、ア-25 とア-25-2 については、遮水壁がちょうどない場所ですので、地下水位はあまり変わらないことと、ア-29 につきましては、まだ上に廃棄物が残っておりますので、その廃棄物を撤去しながら現場で作業している状況でございます。従いまして、この電気伝導度が上がってきていることも、多分そういう作業の影響が現れている可能性もございます。

古市会長：　　そうですか、ありがとうございます。

やはり、この辺のところは分水嶺も含めて帯水層がないという見解もありましたので、実際は沢山あったわけですからね。だから、しっかりこの辺はお互いに監視をしていく必要があると思いますよ。そうでないと、片一方だけやったのでは手落ちになっちゃうしね。それは、やはりお互いの協力の下にやっていただけたらと思いますけれどもね。引き続き御検討をお願いします。

他にいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

ありがとうございました。では、資料9-2、平成23年度環境モニタリング計画（案）につきまして御説明をお願いします。

事務局　：　平成23年度、来年度のモニタリング計画（案）について、説明させていただきます。

資料9-2を御覧ください。まず水質のモニタリング計画でございます。前回の協議会でお話ししたことがございまして、平成22年度の計画と若干変えております。（2）の部分をご覧ください。

（2）の①といたしまして、遮水壁内地下水の下流部の水質を把握するため、新たに揚水井戸3箇所、ア-37、ア-38、ア-39の調査を行うこととします。

下の表をご覧ください。ア-37が揚水井戸DW1で、深さが30.5mほどございまして、上の10mは取水しないで下の20mの部分に有孔管が入っておりまして、この部分から取水します。ア-38の揚水井戸DW2につきましては、井戸の深さが24.5m、これも同様に上10mは取水しないで、下の方から取水します。ア-39の揚水井戸DW3につきましては、深さが20.5mで、これも先ほどと同様、上の10mが取水なしで、下の凝灰角礫岩の下層から風化した部分から汲み上げます。3つの揚水井戸で、pH、鉛、砒素、VOC等につきましては年4回、カドミウム、ダイオキシン類等につきましては年1回のモニタリングを実施していくことを考えております。

それから本文に戻りまして、②ア-8、ア-29、ア-25-2につきましては、平成21年11月に環境基準項目に追加された1,4-ジオキサンの環境基準値を超過しており、今後の濃度推移を見る必要がございますので、調査回数を年6回とし、1,4-ジオキサンの検査を増やしたいと考えております。

調査地点につきましては、別図の2-2にポイントを載せております。

それからもう1つございまして、遮水壁内の浸出水を調査するためのア-3について、当初から測定していた堰堤のヒューム管が周辺の廃棄物が撤去されるとともに今月、ヒューム管の上流部が撤去されて無くなったという状況になっております。従いまして、水が入ってこなくなりますので、この部分を廃止したいと考えております。なお、現場からの浸出水等につきましては、別途浸

出水処理施設モニタリング調査において毎月必要な項目を分析しております。

裏面の2ページに進みまして、有害大気汚染物質モニタリング、大気汚染物質モニタリング、騒音振動モニタリング、これらにつきましては今年度と同様の調査をしたいと考えております。なお、水質モニタリングの調査項目につきましては、別図2-2の後ろのページ、平成23年度水質モニタリング計画表(案)に載せております。ちょっと見にくいのですが下線を引いた部分に変更部分になります。

以上です。

古市会長： ありがとうございます。

いかがでしょうか、来年度の環境モニタリング計画(案)について御説明をいただきました。前年度の調査結果を踏まえて改善等をしながらということですが、何かお気づきの点とか御質問ございますか。

西垣委員、お願いします。

西垣委員： 先ほどの御説明で、モニタリングとは直接関係ないんですけども、風上というんですか、上流側をできるだけ早く撤去していただいた方がいいんじゃないかなと。いつまでも浸出水等が雨が降ると下流にどんどん来ることとなる。ですから先ほど会長がおっしゃっていましたように、どうしてこの地点の数値が高いんだ、今、そこを撤去しているからそのpHが高いんだとなる。そういう状況は下へ下へと来ますので、できましたら哲学として、随分深いということもあると思いますけれども、そちらは少し高いんですけども、できるだけ上流側を早く取っていただけるような方策が取れないのかなと、検討をしていただければと思います。

古市会長： ありがとうございます。

それに関しましてはいかがでございますか。

事務局： 岩手県との県境部の廃棄物については、岩手県と一緒に今、協議中ですが、平成23年度中に全部掘削をして、両県ともこの辺の廃棄物を無くするという計画で進めています。

西垣委員： と申しますのは、今の予定では平成29年度くらいまでこの水の処理をやりますということですから、上流側からどんどん処理をしていって、新たに3本設置される深い井戸でモニタリングをされて、これがある程度汚染がなかったら、もうここは廃棄物があるところとみなさないという評価をすると思うんですけ

れども、それをもし促進したいんだったら下で処理した水をもう一遍上に上げて、上でもう一遍洗い直すぐらいの促進工法でもやらないと間に合わない可能性もあると思いますので、その辺、また検討をしていただければと思います。

古市会長： ありがとうございます。その辺も含めてちょっと御検討をいただけますかね。お願いします。

他にいかがでしょうか。

私、やっぱり気になるのは、遮水壁が開いているア-25 の辺りね。この辺のところ、地下水の流れをどのぐらいの流量がどの方向に流れているのかぐらいはアバウトでもいいですから把握された方がいいと思うんです。ということをちょっとお願いします。御検討下さい、即断できなければ。よろしくをお願いします。

なければ資料 10 に参りたいと思います。それでは資料 10 よろしくをお願いします。

事務局： それでは浸出水処理施設の維持管理について御説明します。内容は大きく分けて2つございます。1点目が、高度処理運転の再開の報告、2点目がバイパス運転停止基準の見直しについてです。

では1、趣旨から御説明します。浸出水処理施設は平成17年6月の稼働開始以来、原水水質が計画原水水質を大きく下回っていたこと、また凝集膜ろ過処理水の水質が計画処理水質を下回っていたことから、平成21年2月の協議会を経まして同年3月9日から高度処理施設を通さない運転を行ってきました。浸出水処理施設の処理工程図で見ると、4ページの図の赤い矢印で示した部分がバイパス運転になります。

昨年末の平成22年12月に浸出水処理施設の放流水を分析した結果、全窒素の値が同協議会を経て決定したバイパス運転停止水質を超過したため、高度処理運転を再開しております。

今般、全窒素濃度上昇により高度処理運転を再開しましたが、全窒素等は高度処理施設に至る前の生物処理設備で除去される物質であることから、バイパス運転停止基準の見直しをするなど、浸出水処理施設維持管理方法の適正化を図りたいと考えております。

では2の高度処理運転再開の経緯等について説明します。

(1) 経緯。平成22年12月1日に浸出水処理施設の放流水を採水し、分析を行った結果、全窒素の値がバイパス運転停止水質を上回る50mg/Lとなったことが同月15日に判明しました。

(2) 全窒素濃度上昇の原因。お手元の資料の5ページを御覧ください。こ

ちらは全窒素、COD、BODのこれまでの分析結果を折れ線グラフで表したものです。一番上のグラフが全窒素のデータになりますが、平成22年12月の放流水、黄色の線になりますが、値が50mg/Lとなり、黄色の点線で示したバイパス運転の停止水質の30mg/Lを超過しました。12月の調査ではグレーで示した浸出水の値が過去2番目に高い値になっており、平成22年度に入ってから月ごとの変動はあるものの全体としては全窒素が上昇傾向にあります。なお、浸出水及び原水的全窒素濃度はいずれも計画の原水水質に比べまして十分に低い値で、水処理に支障を生じるものではございません。この他、12月の調査ではCOD、BODとも平成22年の調査で最も高い値となっております。

では資料の1ページに戻りまして(2)全窒素濃度上昇の原因。全窒素濃度が上昇した要因としましては、①採水日直前の11月26日から11月30日にかけて、廃棄物が残存するつぼ掘り部に溜まった水を送水したことにより、一時的に浸出水及び原水的全窒素成分が増加したこと。②水温の低下や充填材のつまりによる微生物の活性低下により、生物処理設備における硝酸性窒素の除去効率が低下したことが考えられます。

(3)対応。①高度処理運転の再開等。分析結果が判明した12月15日に、速やかに高度処理運転を再開しました。また、脱窒槽の逆洗、風量調整及び薬品投入量の調整を行いました。②水質の監視。高度処理運転に伴い、凝集膜ろ過処理水の分析項目を追加しました。a)分析内容。太字部分の分析を追加しました。これらの対策によりb)分析結果のとおり、先月、1月の水質分析調査結果によると凝集膜ろ過処理水、放流水とも計画処理水質及びバイパス運転停止水質を下回っております。

続いて、バイパス運転停止基準の見直し等についてです。(1)バイパス運転停止水質項目の見直し。バイパス運転の実施に当たっては、次のページ、3ページの別表のとおり、各項目毎にバイパス運転停止水質を定めていますが、このうちBOD、全窒素、全リン、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素については、重金属やダイオキシン類等の難分解性化学物質等の除去を目的とした高度処理設備では水質の改善が見込めるものではなく、生物処理設備によって除去される物質であることから、これらの項目についてはバイパス運転停止水質項目から除外したいと考えております。

資料の6ページをご覧ください。グラフ1、2、3、4は、それぞれBOD、窒素、リン、CODが水処理の各工程でどの程度除去されていくかを示したものです。グラフの一番左が原水、真ん中が凝集沈殿処理、生物処理、凝集膜ろ過処理を経た後の処理水、そして一番右側が高度処理を経た後の放流水の水質です。グラフは各年度の平均値となっておりますが、BOD、窒素、リンは凝集沈殿処理、生物処理、凝集膜ろ過処理でほとんどが処理され、高度処理を通し

でもその前後で水質変化があまり見られないことが分かります。

参考として、高度処理で水質の改善が見込めるものとしてCODのグラフを一番下に載せております。これを見ますと、高度処理の前後で水質が改善し、CODが減少していることが分かります。

続いて2ページに戻りまして(2)BOD等の濃度上昇への対応について。放流水のBOD等の濃度に上昇傾向が認められた場合は、生物処理設備の逆洗、風量調整、薬品投入量の調整、処理水量の調整を行う等の対策を適切に実施します。

(3)バイパス運転の再開について。前記(1)、(2)について、本協議会の了承が得られた後、高度処理運転からバイパス運転に切り替えたいと考えております。

説明は以上です。

古市会長： ありがとうございます。

いかがでしょうか。資料10につきまして、維持管理ですね。御提案はバイパス運転を止めて高度処理にしたんだけど、基準を改めて、高度処理運転からバイパス運転に切り替えたいんだという御提案ですよ。

いかがでしょうか。御質問等。この辺は福士委員にお聞きした方がいいんですかね。

福士委員： データからすれば、特に大きな異論はないと私自身は思っています。ただ、いろいろとやってみないと分からないところがありますね。そんなことを言い出したらSSもいいんじゃないとか、いろいろ起きます。SS、出るはずないですから。CODはモニタリングをしておいた方が安全だと思います。だから特に異論はございません、私としては。

古市会長： そうですか、異論がないというのはバイパス運転に切り替えることに異論がないという意味ですか。

他に御質問はございますか。

5ページの3つの図の一番右のサンプル点はいつ測ったものですか、これ。

12月1日？

事務局： 一番右のポツは年が明けて1月です。

古市会長： 1月の値ね。だから1月になってボンと、バイパス運転を止めたら。これ不思議だよ、浸出水も下がっているんだけどね、これ全部。一番上のこれ、

灰色が浸出水でしょう？

事務局：　そうです。

古市会長：　全窒素もCODもBODも全部ボーンと、一時上がりかけたので心配をしていたんだけど、これ全部下がっちゃったんだね、これね。いや、これは処理とは関係ないんですけどもね。これ、何で？

事務局：　12月の採水直前に、廃棄物が残っているつぼ掘りに溜まっていた窒素濃度の高い浸出水の送水がありまして、1月はそれが無くなったので下がったものです。これは変動がありますので、送水がある時とない時の変動だと思います。

古市会長：　なるほど。この辺が先ほどの1ページ目のところの2の(2)のつぼ掘りに溜まった水を送水云々のところと関係するわけですね。分かりました。

先ほど確認を忘れましたが、協議事項(1)平成23年度環境モニタリング計画(案)については、了承をさせていただいたことよろしゅうございますね。ありがとうございました。

それでは、協議事項(2)浸出水処理施設の維持管理についてもこういう御提案をいただいていますけれども、これについて了承していただけますか。よろしゅうございますか。

どうもありがとうございました。

以上で今日、報告事項が9項目、協議事項が2項目ございましたが、おかげさまで10分くらいのオーバーで終わりました。それでも超えていますけれども。御協力、ありがとうございました。

最後に、ちょっと私から。どういうんでしょうか、去年から今年に掛けて量の不確定性、それから質の不確定性等、少し予期せざる結果も出てきておまして、それに対しては正しく対応をして参りたいと思いますし、それに対して我々、検討委員会の協議会ではアドバイスなりをして参りたいと思いますが、そういう意気込みも含めまして、県としましてもそういう姿勢として、是非知事にここに御出席いただけないかなと。年度も改まりますので三村知事に是非御出席いただきたいと協議会では皆さん希望しておられますと。ですよね、皆さん。ということで、そうしていただくことによって気分も新たに最後の追い込みで頑張ろうという気にもなりますので、是非御出席いただきますように、名古屋部長から要請をしていただけますか。

名古屋部長：　時期についてですが、今回は5月とありますので、5月はちょっと難しい

のかなと思いますが、その後の第 38 回とか、以降で検討をしていきたいと思っています。

古市会長：　そうですか。次回はどこでやるんですか？田子町？八戸市でしたっけ？

事務局　：　資料 11 について、説明いたします。

古市会長：　それをやって下さい。青森市だから近いじゃないですか。まあ御検討を下さいということ。

では、その他のところの御説明をお願いします。第 37 回ですね、お願いします。

事務局　：　第 37 回協議会の日程についてお知らせします。資料の 11 を御覧下さい。日時ですけれども、5 月 14 日、土曜日、午後 1 時 30 分から 3 時半までの 2 時間となります。場所は青森県観光物産館アスパム、4 階、十和田、ここの会場となります。なお、平成 23 年度の協議会の日程については、次回お示しすることになります。

以上です。

古市会長：　ありがとうございました。以上で御報告、協議事項は全て終わりました。

最後に、山田室長がこの 3 月で御退官予定。延長はないですよ。だったらごめんなさいと言わなくてはならないんですけども。鎌田室長が退官され、その後、3 年間、非常に熱心にこの協議会で御報告いただきました。それを称えまして、ありがとうございましたというエールを送りたいと思いますので、皆様、よろしくをお願いします。

どうもありがとうございました。

次はどなたか分かりませんが。

以上で終わりたいと思います。マイクをお返ししますのでよろしくをお願いします。

司会　　：　古市会長には議事進行、そして委員の皆様には熱心な御協議をいただきまして大変ありがとうございました。

以上をもちまして、第 36 回協議会を閉会いたします。本日はお疲れ様でした。